

令和3年5月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和3年5月14日(金)午後2時30分から午後3時42分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第16号) 令和4年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について(学校教育部)

日程第 2 (議案第17号) 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

4. 報告案件

日程第 3 (報告第 5号) 光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について(学務課)

日程第 4 (報告第 6号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長 杉 野 孝 幸 教育環境部長 井 上 隆

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 萱 野 克 彦

教 育 局 参 事 兼 杉 千 秋 教育総務室総括副主幹 的 場 秀 剛
兼 教 育 総 務 室 長 (総 務 企 画 班)

教育環境部参事 兼学務課長	佐藤洋一	学校教育課長	松本祥勝
学校教育課担当課長 (学力保障推進班)	菅原勝	教育センター所長	宮原幸雄
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	太田修二	生涯学習課担当課長 (公民館支援班)	小中信幸
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎順崇	教育総務室主事	甚野栄美

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、白石委員と私、鈴木を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。

本日の会議の日程 2、議案第 17 号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 2 については公開しない会議といたします。なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

令和 4 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

鈴木教育長 これより日程に入ります。はじめに日程 1、議案第 16 号「令和 4 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第 16 号について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、令和 4 年度に相模原市立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「令和 4 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、提案するものでございます。

それでは、具体的なことは学校教育課長からご説明申し上げます。

松本学校教育課長 それでは、議案第 16 号、資料 1 ページでございます。1 教科用図書の採択についてでございます。

令和 3 年度は、小学校及び義務教育学校前期課程において令和 4 年度使用する教科用図書、中学校及び義務教育学校後期課程において令和 4 年度に使用する教科用図書、並びに

小学校、中学校及び義務教育学校で令和４年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を採択いたします。

お手持ちの資料、２ページをご覧ください。２、採択の基本原則については、５項目ございます。

(１)として、教科用図書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保するといたしました。

(２)として、小学校、中学校及び義務教育学校において令和４年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条の規定に基づき、原則、令和２年度に採択された教科用図書と同一のものを採択しなければならないことから、令和２年度までの調査研究結果を活用し、採択するといたしました。

(３)として、中学校社会歴史的分野の種目のみ、１者新たに発行されることとなったため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第６条第３号により採択替えを行うことが可能であることから、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果のほか、別紙１の観点に基づいて調査研究し、令和２年度における採択の理由等を踏まえ、採択することといたしました。

(４)としまして、小学校、中学校及び義務教育学校において令和４年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、各学校が「令和３年度用一般図書契約予定一覧」から、別紙２の観点に基づいて調査研究した図書を採択することといたしました。

(５)としまして、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるといたしました。

恐れ入りますが３ページの別紙１、令和３年度使用中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書調査研究の観点 社会歴史的分野をご覧くださいと存じます。

昨年度の教科用図書採択時に用いた調査研究の観点と同一のものとなっております。内容につきまして概要をお伝えいたしますと、教科・種目に共通な観点といたしまして、１から１０までを神奈川県教育委員会が定める令和４年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に準じて設定をしております。

３番にございます各教育プランとの関連におきましては、本市の教育ビジョンである相模原市教育振興計画などの各教育プランとの関連を掲げてございます。

さらに１１番をご覧ください。本市が推進しているキャリア教育に基づきまして、学ん

でいることと自己の将来とのつながりを見通すことができ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力を身に付けることができるような工夫や配慮がなされているかという観点を設定しております。

続きまして、資料4ページ、裏側になります。4ページの別紙2をご覧いただけたらと存じます。

令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点についてでございます。別紙1でご説明差し上げた観点と同様のような構成となっております。

なお、本議案に関係する法規につきましては、お手持ちの資料5ページからの参考資料1をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、恐れ入りますがページが少し飛びます。10ページをご覧いただけたらと思います。

10ページ、参考資料2、一番最後のページになります。教科用図書採択の流れについてご説明いたします。

図の中心が教育委員会となります。5月、本定例会におきまして基本方針を定めます。中央の太い矢印についてでございますが、特別支援教育関係の附則第9条本及び一般図書について、調査結果を教育委員会へ報告します。

右側の矢印、新たに発行されることになりました教科用図書、自由社の「新しい歴史教科書」でございますが、これも調査研究の上、教育委員会へ報告いたします。

また、左側の矢印につきましては、教科書展示会にて閲覧した市民、保護者の方の意見につきまして、集約したものを教育委員会へ報告いたします。

そして8月の教育委員会定例会において採択をいたします。

以上、令和4年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。

ちょっと確認なのですが、本定例会で決めるのは基本方針の決定ということで、実際の教科書については8月の定例会で行うということですね。

松本学校教育課長 そのとおりでございます。今回は基本方針の決定ということでございます。

鈴木教育長 それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 昨年度の中学校の採択と基本原則は同じという解釈でよろしいで

すよね。

松本学校教育課長 そのとおりでございます。

鈴木教育長 ほかによろしいでしょうか。

今回は基本方針ということで、ほかに質疑、ご意見等がなければ採決を行いたいと思います。

議案第16号、「令和4年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について

鈴木教育長 次に報告になります。日程3、報告第5号、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討について」、事務局より説明をいたします。

佐藤学務課長 報告第5号について、ご報告申し上げます。

資料、報告第5号別紙、光が丘周辺地域小・中学校の学習環境にかかる検討結果報告書をご用意いただけますでしょうか。

まず、13ページをご覧いただきたいと思います。

この報告書は、本年5月10日に光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会からご提出いただいたものでございます。

この協議会でございますが、光が丘周辺地域の子どもたちの望ましい学習環境の実現に向けた検討を行うため、光が丘地区小中学校5校から2名ずつのPTA選出員10名と、各自治会長、公民館長及び子育てサークルの長、計18名により設立されたものでございます。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただきたいと思います。

1、検討の背景からご説明いたします。光が丘地域におきましては、近年の少子化の進行により、光が丘小学校、並木小学校、陽光台小学校、青葉小学校、緑が丘中学校の児童生徒数が減少し、今後は令和4年度に青葉小学校、令和5年度に並木小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生し、過小規模校になることが予測されております。

こうした状況の中、過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境の整備が必要であるとの考えの基、平成30年8月に同協議会による検

討が開始されました。

次に、2、検討の経過をご説明いたします。検討協議会は、途中、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を自粛しましたが、令和3年4月までに、書面会議を含め検討協議会を9回開催し、検討を重ねてまいりました。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3、検討協議会委員の意見をご覧ください。第3回検討協議会では、現状の学校規模である1学年2学級について、よい点や不安な点と市教育委員会が示す「望ましい学校規模である1学年3から4学級」になった場合に期待する点、不安な点を比較し、学校規模について検討を行いました。

続いて4ページをお開きいただきたいと思います。

第4回の検討協議会では、小学校と中学校の通学区域、自治会区域、公民館区域、通学距離及び交通事情という5つの視点から現状のよい点と不安な点(課題)を踏まえ、不安な点(課題)を解決することを期待できる効果など、通学区域についての検討を行いました。

次に6ページをご覧ください。

第5回・第6回検討協議会では、課題解決方策再編案について、第4回検討協議会までの議論を踏まえ、過小規模校の発生を回避し、望ましい学校規模を確保することや、小学校と中学校の通学区域の不一致を解消し、より効果的な小中一貫教育を展開できることに重点を置いた7つの再編パターンについて、通学路の安全確保の視点も踏まえて比較、検討を行いました。

委員からの意見としては学校規模については、小学校は今後の児童数の推移を見ながら段階的に再編し、中学校は学習形態や部活の種類への影響を鑑みて、近隣の学校と学校規模に差が生じない方がよい。

小中一貫教育については、質の高い教育を受けられることを期待し、小学校区と中学校区を一致させる際には、児童生徒に与える影響を考慮し、指定変更許可区域を設定するとよい。

また通学路の安全確保についての意見としましては、通学路が延長される地域への配慮や幹線道路横断のリスクと登下校時の安全対策に留意が必要などの意見がございました。

次に7ページの4、保護者の意見をご覧ください。

小・中学校5校の在籍児童生徒の保護者1,314世帯に保護者アンケートを実施し、検討協議会で作成した、この報告書を案として再編の方向性、再編案について意見を聴取

したところ、567世帯から回答がございました。

学校規模の面では、過小規模校が進むことに対し、再編を行い、よりよい学習環境への整備を行うことや、中学校の生徒数が増えると部活動の選択肢が増えることなども含め、各校の児童生徒数が同規模となるように再編することを望む声がありました。

通学区域については、村富線で通学区域を分けることで、放課後、友達と遊ぶ際の危険性が減ることも含めてよいとする意見や、小・中学校の通学区域を一致させることにより教育的効果を高め、同じ小学校で学んだ友達と同じ中学校に通えることがよいとする意見などがございました。

通学距離については、通学区域の変更により、通学距離が伸びることを不安に感じるという意見があり、通学区域の変更があった地区には、指定変更許可区域を設け、兄弟で異なる学校に通うことがないように、通学路の安全確保を含めて検討して欲しいという意見が多く寄せられました。

小学校の再編案については、意見なしが約4割、概ね肯定的な意見が約2割でございまして、回答者の約6割から理解を得ることができました。なお、否定的な意見については全体の約1割程度でございました。

次に、5、検討結果(1)意見の総括をご覧ください。

検討協議会では、委員の意見や保護者の意見を踏まえ、過小規模校の発生、小学校と中学校の通学区域の不一致という2つの課題を改善し、よりよい学習環境を整備することが子どもたちの学びや育ちに有益であると結論付けました。

9ページ、(2)再編の方向性をご覧くださいませでしょうか。

再編の時期でございませますが、一定の準備期間を要することから最短でも令和6年度以降を想定しながら再編の段階を2段階に分けた案になってございませます。

第1段階として、4小学校のうち、過小規模校となることが予測され、学校施設に余裕の少ない青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校の3小学校に再編する。

光が丘小学校の通学区域の一部について、村富線が通学区域の境界となるように、陽光台小学校の通学区域に変更する。

再編後の光が丘小学校及び陽光台小学校の通学区域について、緑が丘中学校の通学区域と一致するよう、上溝中学校、弥栄中学校、由野台中学校の通学区域の一部を緑が丘中学校の通学区域に変更する。

指定校を変更する区域全てに、指定変更許可区域を設定する。

11ページをご覧くださいと思います。

第2段階として、過小規模校となることが予測される並木小学校を閉校し、隣接する小学校である弥生小学校または光が丘小学校へ再編する。

(ア)は、並木小学校を弥栄小学校に再現するパターンです。

再編後の弥栄小学校の通学区域で、従前の並木小学校の通学区域のうち、緑が丘中学校の通学区域を、弥栄中学校の通学区域に変更する。

指定校を変更する区域全てに、指定変更許可区域を設定する。

この場合ですけれども、再編後の小中学校の通学区域とまちづくり区域は異なります。再編した場合、並木小学校の児童の進学先は弥栄中学校となります。

(イ)は、並木小学校を光が丘小学校に再編するパターンです。

再編後は、光が丘小学校の通学区域で、従前の並木小学校の通学区域のうち、弥栄中学校の通学区域を緑が丘中学校の通学区域に変更する。

指定校を変更する区域全てに、指定変更許可区域を設定する。

この場合ですけれども、再編後の小中学校の通学区域とまちづくり区域が一致いたします。また、従前の並木小学校の児童の進学先が弥栄中学校から緑が丘中学校に変更となります。

なお、保護者アンケートの結果では、(ア)の案に賛成する意見が多く、理由としては現在の並木小学校の児童のほとんどが弥栄中学校に進学していることが影響しているものと考えております。

以上が報告書の内容になりますが、検討協議会での検討、協議におきましては、1ページ目の酒井会長のお言葉にもありますが、地域にとって宝である子どもたちのために、学びの場である学校をどのように再編するのが子どもたちにとってよいのか様々な角度から検討いただいたものでございます。

こうした思いを教育委員会としてしっかり受け止め、今後、実施に向けた庁内調整を進め、市及び教育委員会としての方針を決定してまいりたいと考えております。

以上、光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討についての報告を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 保護者の意見の中で、否定的な意見が1割あったというお話ですが、けれども、例えばどのようなことがあったのかということと、あと、児童生徒数の推移というのは大体どのくらいまで、何年先まで読んで、その確率といいますか、精度というのはどの程度なのでしょう。教えてください。

佐藤学務課長 このアンケートで否定的な反対意見1割というようなことでございますけれども、例えば陽光台5丁目から7丁目までの方が陽光台小学校への通学距離が長くなるかというようなことですか、青葉2丁目、3丁目については、どの学校に通うにも遠いため、青葉小学校は残してほしいとか。

鈴木教育長 すみません。陽光台5丁目から7丁目がどの辺になるのか委員にご説明を。

佐藤学務課長 図は9ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、今申し上げた陽光台5丁目から7丁目というのは、陽光台小学校のエリアがオレンジ色で示されておりますけれども、図の下側になります。これの現状は光が丘小学校の区域になっているところなのですが、村富相武台線を横断することなくということで、今回このような報告をいただいているところなのです。

ですから、光が丘小学校をちょっと超えて陽光台小学校までの通学距離が長くなるというようなことですね。

それから青葉が今言った2丁目、3丁目というのが、今度、光が丘小学校のエリアをグリーンで示しておりますけれども、その図の下側に「青葉」という言葉とともに、ちょっと正方形の四角で出ているところがございますけれども、ここが青葉2丁目、3丁目になります。ここにお住まいの方については、どの学校に通うにも遠いため、青葉小学校は残してもらいたいのだというようなご意見でございました。

そのような子どもが通うに当たって、通学距離が伸びるのではないかというようなことの心配をされてのご反対というようなことが多かったという状況でございます。

それから、2つ目のご質問で、児童生徒数ということですが、4校ともおおむね300人前後の学校となっております。令和8年度までの推計を我々の方で持っております。同じように、これはまだ35人学級の影響というものをちょっと反映はさせていないような状況ではございますけれども、令和8年度までであっても、やはりその状況というのは変わらず、逆に12学級であったものが10学級、11学級になってしまう。光が丘小学などは、現在は12学級ですが、推計によりまして10学級の予測が立てられているところで、その傾向は4校とも変わらずというようなことでございます。

以上です。

白石委員 意見といいますか、その地域のPTA、それから自治会の会長さん、皆様のご意見を踏まえてということで、この報告書が出ていると思います。

恐らく、行政の側でも行政区の問題ですとか、公民館区の問題ですとか、いろいろな区域に関する問題というか、課題はいろいろあるかと思うのですけれども、やはり一番地域の皆さんが納得できる形で、この課題と言いますか、この問題に取り組んでいただくのが一番かと思います。

それを踏まえて、ここの光が丘地区は歴代のPTA会長とかが会長を引退されてからも学校の応援団みたいな形で活動をされていたり、そういうことを伺っております。

なので、そういう機運をまた生かしていただきたいということと、すごく教育に関して皆さん熱心な地域だと思しますので、地域の皆さんが、全員が納得という形はなかなか取れないのかもしれませんが、皆さんがやはりこれがよかったよねと言える課題解決方法を見出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

鈴木教育長 9ページの図をご覧いただきたいのですが、これは相模原市の人口急増の歴史でこういう配置になっています。星が丘小学校というのがその図のちょっと左上の方にありますが、ここが当時、宅地開発でいっぱいになってきて、光が丘は、昔は桑畑だったので、そこに住宅造成が始まって、光が丘小学校をつくりました。

ところが昭和51年ごろ、児童数が2,100を超えて、クラスも小学校56学級という、学年で10クラス。それで並木小学校をつくりました。数年後に並木小学校も多くなりましたので、陽光台小学校をつくって。陽光台小学校も1,000人に迫ったので、青葉小学校、弥栄小学校と。

こうやって見てみますと、この光が丘地区だけで見てしまうと小学校は北部の方に偏っていて、中学校が南の方にいっている。

ですから、地域の方々のお話し合いの中でも、当然どこかのエリアを見れば、通学距離が非常に遠くなると。まさにおっしゃるとおりで、地域の方々はそれでも青葉小学校を廃止して、一定の規模の学校をつくるのがいいのではないのかと。先日、報告をいただいたときに、そういう思いがありましたのでご報告をさせていただきました。

この報告をいただいた後、事務局の方で少し再編について検討しますので、今日の報告で何かほかに質疑がございますか。

小泉教育長職務代理者 先ほどもありましたけれども、35人学級で、そうすると物理的

に教室が足りないという可能性も出てくるかと思うのですが、その辺もぜひ勘案した中で子どもたちにとってよりよい教育環境ということで、進めていただけたらと思っております。

意見です。

鈴木教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、この件について終わらせていただきます。

相模原市立公民館長の人事について

鈴木教育長 は、次に日程4、報告第6号、「相模原市立公民館長の人事について」、事務局より説明をいたします。

太田生涯学習課長 報告第6号につきまして、ご説明申し上げます。

本報告は、公民館長15名の任期満了に伴い、後任の公民館長を委嘱いたしましたものでございます。

恐れ入りますが、報告第6号の関係資料をご覧いただきたいと存じます。

委嘱しました公民館長についてご説明申し上げます。31名おります公民館長のうち、15名が令和3年4月30日をもって任期満了になったことに伴い、後任の館長を委嘱したもので、うち12名の方が再任、3名の方が新任というような状況でございます。

まず最初に、大沢公民館、大貫勲氏は再任で2期目でございます。

次の橋本公民館、伊藤孝久氏も再任で2期目となっております。

相原公民館、藤島直司氏は再任で3期目となっております。

次の小山公民館、星清次につきましては新任となっております。星氏は現在、相模原駅前自治会副会長及び相模原市スポーツ推進委員連絡協議会顧問等をされています。

次に、大野南公民館、中村洋子氏は再任で3期目となっております。

次の新磯公民館、幡川泰夫氏も再任で3期目となっております。

麻溝公民館、山口誠氏につきましては新任となっております。山口氏は相模原市立小中学校PTA連絡協議会本部役員の経歴がございます。

次の田名公民館、大谷政道氏は再任で3期目となっております。

大野北公民館、小川紳夫氏は再任で2期目でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

大野中公民館、大久保宗俊氏は再任で2期目となっております。

次の星が丘公民館、後藤陽子氏も再任で2期目となっております。

次の清新公民館、木下恭雄氏は新任となっております。木下氏は元相模原市清新こどもセンター館長で、現在は相模原市立大野台中央児童クラブ長をされております。

次の中央公民館、岡本和茂氏は再任で2期目となっております。

相模台公民館、長澤敬子氏も再任で2期目となっております。

最後になります、大野台公民館、高安祥介氏も再任で2期目となっております。

いずれの公民館長につきましても委嘱期間につきましては、令和3年5月1日から令和6年4月30日まででございます。

いずれの方も社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるとして、各公民館運営協議会から推薦をいただいたものでございます。円滑な公民館運営について、ご指導、ご助言をいただけるものと判断いたしまして、委嘱をさせていただいたところでございます。

以上報告第6号、相模原市立公民館長の人事について説明を終わらせていただきます。
鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 では、幾つかご質問をさせていただきます。

今回、公民館長、一番多くの方が委嘱替えをされる時期になっているかと思えます。

私も経験がありますが、各公民館の館長を選ぶときに非常にご苦労されていることだと思うのですが、公民館長の平均年齢と、あと各公民館から、恐らく公民館の運営協議会から推薦が上がっているのかと思えますが、その推薦理由などが分かりましたら教えていただけますでしょうか。

太田生涯学習課長 まず、今回委嘱した館長も含みまして、31名の公民館長が今現在、ご活躍されておりますが、その31名の平均年齢ということで申し上げますと、今年5月1日時点になりますが71.74歳です。参考としまして昨年と同じ時期、5月1日を見ますとやはり71.4歳ということで、大きな変化はなかったと承知しております。

今回、推薦をいただくに当たって、各公民館の運営協議会からご推薦をいただきました。全ての方の推薦理由をというところちょっとお時間がかかりますので、特に新任の方が3名いらっしゃると思いますので、その3名の方についての推薦理由の概要を申し上げます。

まず、小山公民館の星清次氏なのですが、地域で自営業を行いながら小山公民館体育部員や相模原市スポーツ推進委員及び相模原駅前自治会の会長を務めるなど、地域活

動に積極的に参加しておられて、住民からの信頼も厚いと。こうしたことから社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができるものとして推薦をいただいているというところでございます。

続いて、麻溝公民館の山口誠氏でございます。公民館まつりなどをはじめ、様々な公民館活動に携わってきた実績をお持ちでいらっしゃるということと、PTA会長を歴任してきたことから社会教育であったり、学校教育にも関心が高いと。そうしたことから、地域の住民からの期待も大きく、信頼も厚いものと考え、推薦をしたというふうな記載がございます。

あと、もう1人、清新公民館の木下恭雄氏でございますが、新磯小学校長を退職後、清新こどもセンター館長や大野台中央児童クラブ長を務めるなど社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができるということで推薦をいただいたところです。

我々、事業課としましても公民館の円滑な運営に向けて的確なご指導、ご助言をいただけるものと考えております。我々も公民館の運営についてしっかりと支援してまいりたいと思っております。

以上です。

白石委員 この公民館長が、全国に公民館と言われるものは何千とありますけれども、相模原市ではいわゆる地域の方を代表として選んで、その方が公民館の館長をされていて、そこに市の教育委員会の職員も配置しているという、非常に全国的に見ても貴重なスタイルで公民館が運営をされています。

このスタイルは新しく実現しようと思ってもなかなか難しいスタイルだと思いますし、これから相模原市の公民館活動をこれまで長く支えてきた貴重なスタイルだと思いますので、ぜひ地域の代表の公民館長と力を合わせて各公民館の活動を盛り上げていって欲しいと思いますので、ぜひ皆さんに期待したいと思います。ありがとうございます。

岩田委員 今、白石委員からも伺って、地域の代表ということで、このシステムのところを評価する一方で、今、最近いろいろなところでも組織の長と付くところの部分のジェンダーバランスを考えたときに、名前だけで拾ったのでちょっと男女比は分からないのですが、名前だけで女性らしいなと拾った人が7名で、男性が24名と3倍いるというところの何となく、そういう委員を決める長というものを決めていくときに、ジェンダーバランスみたいなものを考えるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思いました。

太田生涯学習課長 現在の公民館長31名のうち女性がやはり数的には少ないと、これは

実態としてございます。ただ、市の方向としてもいろいろな審議会、女性の割合をといるところは、そこは我々も気にしているところではございますが、今回、各公民館からの運営協議会からのご推薦という中で、適任かどうかというところを判断いたしました。

今後、また公民館長の任期を迎える方もいらっしゃるかと思います。女性の割合等々も各公民館、ご推薦をいただくに当たって1つの検討の材料という形でご推薦をいただけるような、ちょっとそのようなお願い、お話、ご説明をさせていただきたいと存じます。

平岩委員 公民館長がどういったことをするかは理解をしておりますけれども、改めてお伺いをしたいのですが、公民館長にどういったことを期待というか、どういうお仕事をさせていただくということをちょっと改めて教えていただけますでしょうか。

太田生涯学習課長 公民館長の役割というところでございます。

昨年度、改正地方公務員法が施行されまして、公民館長の職の見直しがされました。それまでは、公民館長は公民館で行う各種事業の企画運営、こういったものに携わっていただきましたが、この昨年の改正地方公務員法の施行によって、そういった業務を担うことができなくなったということで、在り方検討を踏まえて見直しをしたところです。

具体的などころでいいますと、公民館運営に係る助言に係ること。また、公民館運営協議会の運営に関すること。あとは各種研修会とか会議、こういったものへの参加、スポーツ推進員等々の推薦に関すること。あと、地域における関係機関及び団体との調整に関することなどになります。

我々としましては、やはり地域のいわゆるパイプ役、コーディネーター役として、地域の課題等を行政にも伝えていただきたいと思いますし、また我々が進めようとしておりますいろいろな施策、そういったものについて、これまでの経験だとか、そういったものを踏まえて、ご指導、ご助言をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 この件はよろしいでしょうか。

それでは、この件は終了させていただきます。

ここで前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

4月28日に、神奈川県と市町村教育委員会の教育長会議というのがございました。これはオンライン併用型でやりまして、今年度の取組、県の取組の説明が主で、このところ教員のわいせつの不祥事が多いので、それについて連携しながら取組を進めるという申し合わせを行ったところでございます。

先ほど報告がありました、5月7日には再任、新任を含めた公民館長の委嘱式、それから5月10日、光が丘周辺地域の小・中学校の学習環境のあり方検討協議会からの検討結果の受領、それ以外に今、ご承知のとおり新型コロナの関係で、学校で児童生徒等の陽性が出ていますので、それらの対応に当たったということになります。

以上でございます。

では、ここで次回の定例会予定日を確認いたします。次回定例会については、6月11日金曜日、午後2時30分から第3特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会については6月11日金曜日、午後2時30分から開催する予定といたします。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退室してください。

(休憩・15:14～15:16)

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程2、議案第17号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第17号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、夜間において授業を行う中学校として相模原市立大野南中学校分校を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

改正内容でございます。恐れ入りますが別添資料として配布しております新旧対照表をご覧ください。

別表第3相模原市立大野南中学校の項の次に名称を相模原市立大野南中学校分校、位置を相模原市南区文京1丁目11番1号と追加するものでございます。

附則でございますが、本条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

関係資料といたしまして、案内図を別に添付しております。ご覧いただきたいと存じます。

中心の網掛け部分に位置する神奈川県立神奈川総合産業高等学校内に相模原市立大野南

中学校分校を設置いたします。

続きまして、今回設置する、中学校夜間学級についてご説明申し上げます。参考資料1をご覧くださいと存じます。

中学校夜間学級の位置は、神奈川県立神奈川総合産業高等学校内に設置いたします。

恐れ入りますが参考資料2をご覧くださいと存じます。

神奈川総合産業高等学校の平面図となりますが、設置する中学校夜間学級は、おめくりいただきまして、2ページ下段にございます4階のうち401から408までを教室、414を職員室、418を保健室として使用する予定であり、また調理室や音楽室等の特別教室も使用できるよう、神奈川県教育委員会と調整を進めております。

参考資料1にお戻りいただきたいと存じます。

主な入学対象者は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人及び義務教育に相当する教育を受けていない外国籍の人といたします。

通学区域は、相模原市及び県内における中学校夜間学級に係る広域的制度に参加し、その設置及び運営に係る経費の一部を負担する市町村の区域といたします。

在席予定者数は、30人程度を想定しております。

教育内容につきましては、学習指導要領を踏まえつつ、生徒一人ひとりの年齢、経験または勤労の状況等に応じた教育課程を編成します。

今後のスケジュールといたしましては、本年8月に市民説明会及び入学希望者説明会の実施、その後、入学希望者の募集を開始いたしまして、12月には入学予定者を決定する予定でございます。

次に、参考資料3をご覧くださいと存じます。

中学校夜間学級を設置するにあたり、令和3年3月15日から4月13日までの期間において、パブリックコメントを準用した意見募集を実施いたしました。その結果、14人から79件のご意見をいただき、特に支援団体の方からのご意見が多くございました。

詳細な内容は割愛させていただきますが、ご意見の内訳といたしましては、日本語指導の充実や中学校夜間学級について十分な周知を求めるとご意見等、意見の趣旨を踏まえて取組を推進するものが29件、ボランティアの確保を求めるとご意見と今後の参考とするものが25件、その他の意見が25件となります。

いただいたご意見を踏まえまして、よりよい中学校夜間学級の設置に向け、準備を進め

てまいります。

以上で、議案第17号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 細かいところにもなるうかと思うのですけれども、4月1日から開校ということだと、例えば先ほどありましたけど、教育課程の編成というのは、現時点で大野南中学校がやるのかどうか。やはり教員の定数も変わってくるかなと思うのですけれども、その辺も勘案した中で動いているのかということ。

あと、相模原市及び一部を負担する市町村の区域ということで、具体的にどのような地域が入るのか。

あわせて、分校ですから恐らく、職員の管理監督は人事評価等も含めて、大野南中学校の校長がやるのだらうと思う。そういったところのリスク等は準備段階の意見等も含めて教えていただけたらと思います。

以上です。

松本学校教育課長 ご質問の1点目の教育課程の編成についてでございますけれども、このことにつきましては、現段階のところでは教育センターと調整をしながら進めているところでございます。

あと、通学区域のことでございますけれども、このことにつきましては、今は県等調整しながら広域的な参加の方を市町村に呼び掛けているところでございまして、そのこのところの参加の状況によってということで、こういう調整を進めていきたいと考えているところでございます。

また、職員の管理というところについてでございますけれども、これもまた、大野南中学校の校長先生と調整も必要かと思っておりますけれども、これからまた検討、調整を進めていきたいと考えているところでございます。

細川学校教育部長 教育課程のところを補足させていただきますが、現状においては大元になるものを教育センターと学校教育課の方で作成を進めているところでございます。

4月1日に開校と申し上げましても、通常であれば5日からスタートしているような中学校が多くありますが、その時期を少しずつ中では最終的には着任した教職員で最終の手直し等が必要なるうかと、現時点では、進めているところでございます。

教員の配置については、後ほど補足させていただきます。

職員評価についてなのですが、基本的には副校長を管理職として配置する予定でございますので、他の学校と同じように、その副校長が一次評価者になるかと。また、それを踏まえまして校長の方に報告をしながらという、そういった連携が必要かと思っております。

松本学校教育課長 先ほどのご質問で1点抜けていた教員の配置についてでございますけれども、定数等につきましては、今、県の教育委員会と調整中ございまして、市の方で案としては8名、県の方からは4名はという方向で今、最終的な調整に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 とても話題性も取り上げられているということもありますし、今まで教育を受けられなかった人たちに対してのケアでいいなと思います。

ただ、調整中というのがあまりにも多いので、本当に大丈夫というのが実は正直、不安な気持ちになりました。

以上です。

鈴木教育長 確かに、不安な気持ちは事務局も持っているかもしれませんが。

若干、これは市の方の庁議の中で、市が本当にこの夜間中学をつくる必要があるかどうかというのは、かなり引っ張られて、夜間中学の設置に向けて動こうと言ったのが遅かったものですから時間がなかった。

ただ、神奈川県でも県内でアンケートを採ったときに、県央にこのニーズが必要だ、相模原市もアンケートを採ったときに、市民の方に一定のニーズがあるということで、県と市で連携をしながら夜間学級を設置しようという初めての試みでございます。

特に小泉教育長職務代理者から言われてそうだなと思ったのは、県の教員と市の教員が一緒になったところでどう、誰が服務監督を見るのか、評価をするのか。その辺というのは、これから急いで県と詰めていかなければならないかなというところで、若干まだこれからというのが、なるべくなくなるように早急に県、あるいは関係市町村と詰めていきたいと。

白石委員 在席予定者数が30人程度ということになってはいますが、今後、8月に入学希望者の募集開始ということで、12月に決定をするということになってはいますが、希望者30人以上になった場合に、何か選考的なことが行われるのか。その辺はど

のような感じでしょうか。

松本学校教育課長 基本的に応募した方については、全員面接を行うことを考えております。希望者が30名を上回った場合についてなのですけれども、物理的に教室に入るかどうかということと、あと教員が対応し得る人数かどうかということで、現在想定しているのは45名程度までは可能であろうというところを考えているところでございます。

また、それを上回る人数が応募してきた場合については、面接の結果を踏まえながら選考をさせていただくような形になるかと考えているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 これは就業年数というのは、何年になるのか。募集して、また次、増えてというと、どんどん増えていってしまうような気がするのですけれども。

鈴木教育長 多分、各委員がイメージされているのは、いろいろ人によって違うので、その辺をきれいにして説明をしていただきたいのですが、開校したときに1年次からいるのか、1、2、3年でいくのか、それによっても違いますよね。

その考え方を説明してください。

菅原学校教育課担当課長 今、ご質問をいただいた件でございます。

まず、初年度、令和4年度の開校につきましては、我々30名と今、想定をさせていただいているところでございますが、基本的には1年生から3年生まで全ての学年をおおよそ10名ずつで今、揃えたいと思っております。

本来は、基本的には1年生からの入学というふうには考えておるところなのですが、昨今の現状を考えてきますと、例えば外国籍の方、海外で9年間の義務教育を終えないまま日本に来ると、まず高校受験ができません。高校に行きたい、例えば16歳、17歳の方が海外で8年間は教育を受けてきたけれども、あと1年足りない。こういった方が高校受験するには、あと1年だけ義務教育を過ごせば高校受験の資格は得られます。

そういった希望の方が例えば中学3年生に入って、1年間しっかり勉強して、高校受験の資格を取って卒業していただく。例えば形式卒業の方、中学1年生までは学校に通っていたけども、中学2年生から通えなくなって、その2年間なんとか頑張りたいんだという希望があれば、こちらの方は例えば中学2年生に入る。そういった形で入学を希望する方々の意向をしっかり聞いた上で、入学する学年は決めていきたいと思っております。

これまで我々が対応してきたり、相談を受けたりした方々が決して状況から見ると1年生から入らないだろうなという方々もいる中で、今こういった考え方で初年度を迎えよう

と思っております。

その後は、基本的にそういった考え方をもちながらも、原則は1年生からの入学、そして義務教育とはっきりくくっているわけではないので、基本は3年間経ったら卒業という形もあろうかと思いますが、その後はご本人の状況によっては、その先4年、5年ということもあり得るのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 イメージは分かりました。

宇田川委員 先ほど、定員を超えて45名までは受け入れ可能だろうということで、それ以上になった場合には選考するという事だったのですけれども、その選考基準についてはどのように考えていらっしゃるのか、もし見通しがあれば教えていただきたいなど。

菅原学校教育課担当課長 今、定員というお話をいただいておりますが、あくまでも定員という決まりが厳密にあるわけではございません。

例えば法律上、教室のキャパシティから考えれば当然100名以上受け入れることは可能でございます。

ただ、入学する方々のいろいろな状況を考えますと、やはり普通の昼間の中学校のように1人の先生が30人、40人に教えるというような授業制度はなかなか取れないところでございます。

今、考えております3クラスということで、もし開校できますとこれは標準定数法で教員が8人就くという、先ほどの定数8という数字になるわけですが、その中で見ていくとやはり45名程度が限度かなと考えているところでございます。

では、その先もし、多かったときにどうするかというときに、やはり我々としては一番大事なのは入学する目的、その夜間中学に入って何をしたいのだろうと。その夜間中学で過ごした後、卒業して何を目標していくのか。高校に行きたいのか、またその上に行きたいのか、また日本で日本語を学んで、中学校の勉強をして、しっかり日本でステップアップしていきたいのだと。そういうことをちゃんと持っていらっしゃる入学希望者の方であれば、それは当然45名というところで切るものではなく、受け入れていくものであると、可能な限り受け入れていくものであると考えているところでございます。

以上でございます。

宇田川委員 よく分かりました。

それで、ただ今のお話だと、その目的により判断していくとなったときに、やはり公平性

であったりとか、あとやはり、誰が見ても、誰が聞いても納得できる基準みたいなものが明確にないと、分かりにくくなってしまうので、その辺はすごく難しいかなと思いますので、ちょっと慎重に詰めて、明確に示せるというようなことが必要かなと思いました。

鈴木教育長 ご意見をいただきました。個々のニーズというか実態と客観的な基準というなかなか難しい問題ですけど少し検討をお願いいたします。

岩田委員 技術的なことというか、これはいつもどうなのかと思っていたのは、このパブコメのことに関する返答のところ、確かにいや、こんなことを言われても今すぐ答えられないよというのは、「いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。」というのをコピペで判を押したようにいっぱいあって、確かにそういう内容の質問が多いのだけれども、今の一連のことを聞いてみたり、人数の問題であったりとか、あとは外国籍の人が来るというときに23、24のところのボランティアの講師を活用したり、サポーターみたいなものが必要なのではないのというところも、すぐ、今までと同じように、ご意見は今後の。確かに今後の参考なのだけれども、でも、この23、24は、もしかしたら、よりもう少し近い形の回答というか、生徒の状況に応じてはとかと考えてもいい質問なのではないかと。

自分がもしも市民で、こういうふうに出して、もしも突拍子もない大きなこととかを質問したとしたら、今後、参考にしますという回答でもいいけれども、結構具体的なことを言っている、今後の参考にしますと言われると何かちょっとがっかりみたいなことがあって、その辺はどうなのかしらと思いました。

菅原学校教育課担当課長 ありがとうございます。表記の仕方の部分については、ご意見としてきっちり受け止めたいと思っております。

我々としたしましても、先ほど申し上げた職員だけではなくて、やはり外国籍の方が多く入学されるだろうというところで、日本語を教える方、また母語で通訳をする方であったりとか、やはり形式卒業の方も入ってきますので、カウンセラーの配置であったり、様々な人的な部分で支援をしていきたいと考えているところでございます。

ここに書いてある今、例えば23番でございますと、ボランティア講師というところになりますと、やはりいろいろ職名的なものもあって、今回こういうふうな表記をさせていただいておりますが、ご指摘いただいた部分については、ちょっと表記の仕方について受け止めたいと思っておりますが、我々としてもいろいろな部分で人的な支援を今、検討しているというところで、こういった記載にさせていただいているというところでござい

すのでよろしく申し上げます。

白石委員 先ほどの意見の中で、パブリックコメントの中で、支援団体からの意見が多かったという話がありましたけれども、これはいわゆる外国籍の人を支援する支援団体が多いということなのでしょうか。

菅原学校教育課担当課長 まずはそういった方々の団体も当然ありますけれども、今ここで多いのは、相模原市にあります夜間中学を考える会、また厚木市、海老名市、他市になりますけれども、自主夜間中学を運営している「えんぴつの会」、こういった団体の方々からの意見も多くいただいているところでございます。

白石委員 何かふたを開けてみると、外国籍の方が多くて、いわゆる日本の中での行きたいけれど、行けていない子ども、人たちが行きづらいような条件となると、また、それはそれでどうなのかなというところと、そこら辺のなかなかバランスを図るのは先ほど面接をして、意欲ですとか、目的をというお話がありましたけれども、何かその辺がなかなか一律で測れない部分もあるかと思いますので、その辺もぜひ考慮というか、それから選考になるような場合になってしまいましたら配慮も必要かなと思いました。

平岩委員 実は以前の仕事で、オーストラリアのビジネス専門学校の立ち上げをやったことがあります。そのときに、それは高校卒業以上の子どもたちを受け入れる学校として立ち上げようとしたのですが、中には大人で学び直しをしたい人とか、ビジネスをしたい、もしくはオーストラリアでスポーツをしながら語学を学びとか、いろいろ人がどうぞいらっしやいという、そういうことで立ち上げをし、実際に開校をしました。

そうすると状況によってモチベーションがものすごく違って、最初入るときには、あなたの役にも立ちましょ、あなたの希望もかなえるような学校で、どうぞどうぞということで、すごく本心から受け入れたいという気持ちでやったのですが、いざ開校をすると、ものすごくモチベーションの差だとか年齢の差だとかで、すごく大きくいろいろなところで引っかかりがありました。

ですので、入学者をア、イ、ウと3つ書いてありますし、いろいろな状況の人を受け入れていくのはすばらしいことだと思うのですが、やはりどこで枠組みとか、線引きだとかをしっかりと決めておかないと、実際に始まってからというのでは、大変だとかそういうことではなくて、しっかりとした教育が与えてあげられるかどうかということが引っかかってくると思うので、かなり慎重にさせていただきたいと。ちょっと経験からそのように思いました。

鈴木教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今回につきましては、議案としては学校の設置に関する条例ということで、今度の6月議会に設置条例を提案させていただくという案件になります。

それでは、採決を行いたいと思います。

議案第17号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後3時42分 閉会